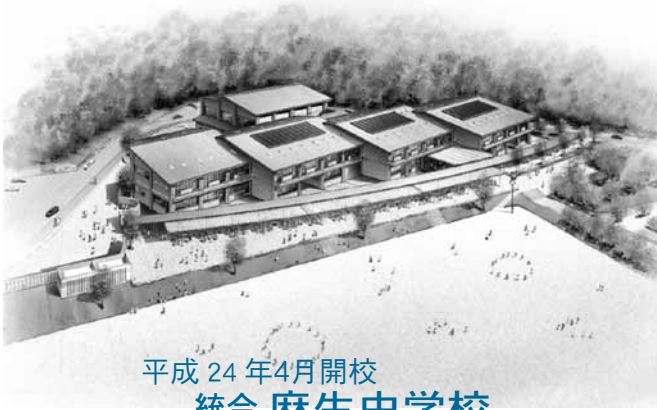


# 学校適正配置 通信



このコーナーでは、学校の統廃合に関する情報をお伝えします。



平成 24 年4月開校  
統合 麻生中学校

## 麻生地区統合中学校の校名

### 「麻生中学校」に決定

平成22年度第2回行方市議会定例会において、行方市立学校設置条例の一部が改正。よって、平成24年4月から、現在の麻生中学校と麻生第一中学校が統合し、新しく「麻生中学校」が誕生いたします。

これまで、校名については、「麻生地区統合学校校名検討委員会」において協議の上、統合校の校名案として決定されました。「麻生」が旧町名として使用されていたなど、歴史的にゆかりがあることや、北浦中学校、玉造中学校との調和が保たれることなどの理由からです。

なお、この校名案は行方市教育委員会において承認後、議決されました。

## 統合 麻生中学校の

### 校舎・体育館工事始まる

現在、麻生運動場の野球場Bと多目的広場との間を走る市道を北側へと付け替える工事を行っています。その道路の完成後、10月から校舎や体育館などの建設工事がはじまり、工期は平成24年1月までの予定となっています。

## ○校舎

鉄筋コンクリート造 2階建

建築面積3,321.55㎡

### 《工事の概要》

延床面積6,185.80㎡

## ○屋内体育施設

鉄筋コンクリート造 1階建

建築・延床面積926.05㎡

○外構工事 ウェルカムゲート、駐輪場、フェンス、AS舗装、

グラウンド舗装等

### 《施設の特徴》

建物は真南向きになるように配置し分節化した屋根を雁行してかけ、落ち着いた雰囲気の学校とします。校舎南側にプロムナードを配し、ウェルカムゲートは生徒達をやさしく向かい入れてくれます。

エコスクールの認定を受けて屋根には50<sup>キワット</sup>の太陽光発電装置を設置したり、トップライトやLED電球を使用するなど省エネや環境にも配慮したものととなります。また、自然素材も多用し、導線も明確で分かりやすくするなど、安心・安全で使いやすい学校を目指します。

校舎の1階には、正門側に職員室や保健室など管理部門、中央に式典や発表会などにも対応できる多目的ホール(564㎡)、音楽室や理科室など特別教室部門を配置。

校舎2階には、各学年ユニット単位で4クラスの普通教室を配し、学年共通の学びの空間であるラーニングリソースセンター(図書室及びコンピュータ室)

を中央部の利用しやすい位置としました。隣接して校舎の北側に体育館を配置し、それぞれの施設の連携を図ることができます。

## スムーズな24年開校のために

### 統合麻生中学校運営検討委員会

8月4日、円滑な統合を推進するため、第1回統合麻生中学校運営検討委員会が開催され、これからの委員会のすすめ方や協議事項が確認されました。詳細については、総務部会、庶務・行事部会、生徒指導部会の3つの専門部会で、各項目ごとに検討され、運営委員会で決定されていきます。

部 会	協 議 項 目
総 務	校歌 校章 閉校式 記念誌作成 歴史伝統保存 開校式
庶務・行事	備品・消耗品 引越 年間行事 通学路・通学方法 PTA組織 後援会組織
生徒指導	校則 制服 体操服・シューズ カバン 自転車 ヘルメット 部活動

～行方市市民提案型まちづくり事業補助金～

「なめがた元気補助金」のご案内

元気なまちづくりを応援します。

魅力的なまち、住んでみたいまちとはどのような街なのでしょう?  
誇れるまちを、未来の子ども達のために、今こそ市民の皆さんと行政が協働する  
新しいまちづくりを始めてみませんか。

行方市では、地域活動応援プランとして市民団体又はグループ等が主体的に行う公共性、公益性の高いまちづくり活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付させていただきます。

**応募期間 平成22年10月1日～11月30日**

申請できる方は?

- 5名以上で構成されているグループ等  
(構成者の過半数が市内に在住・在勤していること)

対象となる活動は?

- 各グループ又は団体が自主的に取組む、公共性、公益性の高い事業 (他の補助・支援制度を受けている場合は対象外となります)  
例) 地域活性化事業/福祉・子育て支援活動/環境・防犯活動/芸術・文化活動 等

補助の対象となる経費・額は?

- まちづくり事業に要する経費 (上限は1団体20万円/継続は3年を限度)  
\* 該当しない経費もございますので、事前にご確認ください。

申請からの流れ?

- 資料請求 ⇒ 資料送付 ⇒ 申請 ⇒ 審査 ⇒ 結果通知 ⇒ 交付申請 ⇒ 交付 ⇒ 事業実施 ⇒ 実績報告

\* ご連絡をいただければ、交付要綱及び申請書等を送付しますので、詳細内容をご確認の上お申し込みください。

行方市 HP よりダウンロードもできます。

問い合わせ

行方市役所 麻生庁舎 政策推進課 「元気補助金」事務局

〒 311-3892 行方市麻生 1561-9 TEL 0299-72-0811 fax0299-72-2174

URL : <http://www.city.namegata.ibaraki.jp/> E-mail : [name-seisaku@city.namegata.lg.jp](mailto:name-seisaku@city.namegata.lg.jp)



なめがたの **秋** の祭典  
第 4 回 「なめがたあきんど祭」

期 日 11月6日(土)～11月7日(日)

場 所 行方市麻生運動場

問い合わせ 行方市商工会 TEL 0299-72-0520



## ○募集概要

	麻生幼稚園	太田幼稚園	北浦幼稚園	玉造幼稚園
電話番号	0299-72-0530	0299-73-3610	0291-35-2038	0299-55-0281
住所	〒311-3832 麻生 1147-1	〒311-3826 矢幡 500	〒311-1704 山田 1281	〒311-3512 玉造甲 4175
定員	140名	105名	140名	210名
募集対象児	4歳児 平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた者 5歳児 平成17年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた者			
通園区域(学校区)	麻生小 行方小 小高小	太田小 大和第一小 大和第二小 大和第三小	津澄小 要小 武田小 貫小 三和	羽生小 玉造西小 現原小 玉川小 玉造小 手賀小
送迎方法	タクシー		バス	
通園費	往復3,000円(片道1,500円) ※預かり保育を利用される方は、送迎はありません。			

## ○預かり保育

預かり保育時間
午前7時30分～午前8時30分まで(各幼稚園扱い)
午後3時から午後6時まで降園後保育(社会福祉課扱い) ※ただし、太田幼稚園は、放課後児童クラブ(太田キッズ)を利用(社会福祉課扱い)
長期休業中預かり保育時間
午前8時から午後6時まで(社会福祉課扱い)

申込受付期間 11/17(木)～11/30(木)

## 受付期間

午前7時30分～午後5時(土日祝日除く)

## 申込先

入園を希望する幼稚園へ提出してください。  
※幼稚園への提出が困難な方は、学校教育課(午前8時30分より受付)へ提出又は郵送でも結構です。

## 費用等

入園料 2500円(入園時のみ)

授業料 月額3000円

(その他給食費3800円、教材費等)

「入園申込書」は該当幼児保護者宛に郵送します。(9月1日現在、市内に住所のある方) また、平成22年度に4歳児で入園している園児についても、幼稚園から配布される(継続・変更・退園)申込書を募集期間内に提出してください。

【問合せ】 学校教育課(北浦庁舎)

〒311-1792 山田2564番地10

TEL 0291-35-2111 FAX 0291-35-1785

## 幼稚園の体験入園を実施します

実施日 11/4(木)・11/5(金)

期間 午前9時50分～午前11時

## 問合せ先・申込先

麻生幼稚園 0299-72-0530 太田幼稚園 0299-73-3610

北浦幼稚園 0291-35-2038 玉造幼稚園 0299-55-0281

- 体験を希望する幼稚園に電話または来園してお申し込みください。
- 申込締切は10月25日(月)です。  
申込日はいずれか1日となります。
- けがや事故のための保険料等100円を当日ご負担下さい。
- 親子とも、上履きをお持ちください。不明な点は各幼稚園へお問い合わせください。



幼稚園に入園していない3歳～5歳(平成17年4月2日～平成19年4月1日生)のお子さんを対象に幼稚園での保育体験を実施いたします。在園児との交流・教育内容の説明等を行いますので、親子でお気軽にお問い合わせください。

# 幼稚園の 保育所の

## 保育園

就学前の子どもがいる保護者で「日中子どもと離れて家事以外の仕事をしている」「病気だったり病人の看護をしている」などの理由から、自宅での保育が難しいため保育所への入所を希望する方は入所の申し込み手続きをしてください。

保育所名	所在地	電話	定員
麻生保育園	麻生944	0299-72-0522	75人
竜翔寺保育園	根小屋99	0299-73-3101	90人
北浦保育園	中根309-1	0291-35-3141	80人
玉造第一保育園	玉造乙1027-1	0299-55-3631	60人
玉造第二保育園	西蓮寺481	0299-56-0710	90人
玉造第三保育園	芹沢1652-5	0299-55-1224	90人

**開設時間（平日） 午前7時～午後6時（午後7時まで延長保育）**

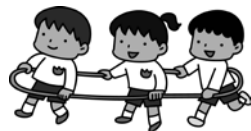
○各保育所の保育サービス、保育状況及び入所案内につきましては「保育所（園）入所案内」にてご確認のうえお申し込みください。

○申込書類・「保育所（園）入所案内」については各保育所及び申込先窓口にてお受け取りください。

**【問合せ】 社会福祉課（玉造庁舎）**

TEL 0299-55-0111

FAX 0299-55-0110



**申込受付期間 11/16(火)～11/30(火)**

**受付期間**

午前9時～12時・午後1時～5時

※11月29日（月）、11月30日（火）は玉造庁舎のみ午後6時30分まで受け付けます。

**申込先**

玉造庁舎 社会福祉課 0299-55-0111

麻生庁舎 総合窓口課 0299-72-0811

北浦庁舎 総合窓口課 0291-35-2111

**対象**

保護者の就労状況等により保育に欠けると認められる0歳（概ね6カ月以上）～6歳までの児童※但し、入所の要件により実施期間が限定されることがあります。

**提出書類**

①保育所入所申込書

②調査票

③就労証明書又は採用予定証明書等

④平成22年分源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し（父母両方）※その他状況に応じて（母本人が病気等）、必要書類を提出していただく場合があります。全ての書類が揃わないと受付できませんので事前にご確認ください。

平成23年度の受付  
がはじまるよ!

案内  
申し込み



# 国民健康保険からのお知らせ

国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

医療費が高額になったとき（高額療養費）

1カ月の医療費が自己負担限度額を超えたときには、超えた分が高額療養費として払い戻されます。国保から払い戻される高額療養費は、医療機関などの窓口で支払った負担限度額を除いた額になります。

【例】70歳未満（所得による区分が一般）の人の医療費が、1カ月1,000,000円かかった場合（窓口負担は3割で300,000円支払った）

### 自己負担限度額の計算

$$80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 87,430 \text{ 円}$$

### 高額療養費の計算

$$300,000 \text{ 円} (\text{窓口で支払った額}) - 87,430 \text{ 円} = 212,570 \text{ 円} (\text{国保から払い戻される額})$$

### 自己負担限度額の決まり方



## ● 70歳未満の人の場合

所得による区分（世帯単位）	自己負担限度額	4回目以降
上位所得者（総所得金額が600万円以上）	150,000円 ●医療費が500,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 ●医療費が267,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

## ● 70歳以上の人の場合

所得による区分	自己負担限度額		4回目以降
	外来（個人ごとに計算）	世帯単位（入院と外来があった場合）	
現役並所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えたときは超えた分の1%を加算	44,400円
一般	12,000円	44,400円	—
低所得 II	8,000円	24,600円	—
低所得 I		15,000円	—

※入院になった場合は、『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すると、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

認定証が必要な際は申請をしてください。認定証は国保税が未納の場合は受けられません。

手続きは 国保年金課（玉造庁舎） 総合窓口（麻生、北浦庁舎）

問 秘書広聴課（麻生庁舎）  
TEL 0299（72）0811  
総務省次城行政評価事務所行政相談課  
TEL 0570（090）110

野島清司 行政相談委員  
TEL 0299-36-2020

○玉造福祉センター会議室  
松下健治 行政相談委員  
TEL 0291-35-3777

○北浦公民館講義室  
根本 憲 行政相談委員  
TEL 0299-72-1573

○麻生公民館会議室  
TEL 0299-72-1573

日時 10月21日（木）

午後1時から午後3時まで

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあつせんを行います。



秋の行政相談週間（10月18日（月）～24日（日））が始まります。毎日の暮らしの中で、例えば、「道ばたの雑草が通行の妨げになっている、ごみのポイ捨てや不法投棄が目立つ」など、困っていること、望んでいることはありませんか？  
こんなときは行政相談委員にご相談ください。ご相談は無料、秘密厳守です。

めざましく住みよくなります  
行政相談



# 税金

## のお知らせ

## 不動産公売参加のご案内

### 今月の税金

市・県民税 第3期  
国民健康保険税 第4期  
納付期限(口座振替日)  
は11月1日です。

行方市では、一般の方も参加できる入札により不動産(農地)の公売を実施します。

入札参加希望の方は、各市役所にある『公売広報』をご確認ください。

また、郵送をご希望される方は収納対策課(麻生庁舎)までご連絡ください。

■公売日時：平成22年11月30日(火)午後1時～午後2時

■場所：行方市役所北浦庁舎 2階第1会議室 (行方市山田2564番地10)

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示	見積価額	公売保証金額
10-1	・行方市麻生字池田 3699番 ・見積価額 1,200,000円	田 3,623㎡ (公売保証金額 120,000円)	
10-2	・行方市小牧字柳町 1126番 ・見積価額 1,000,000円	田 2,655㎡ (公売保証金額 100,000円)	
10-3	・行方市内宿字外浦 1045番2 ・見積価額 420,000円	畑 1,132㎡ (公売保証金額 42,000円)	
10-4	・行方市小貫 2520番 ・見積価額 1,000,000円	畑 3,510㎡ (公売保証金額 100,000円)	
10-5	・行方市羽生字城後 2532番 ・見積価額 430,000円	田 1,212㎡ (公売保証金額 43,000円)	
10-6	・行方市行方字円道地 2301番 ・見積価額 820,000円	田 2,163㎡ (公売保証金額 90,000円)	
10-7	・行方市藤井字円道地 1116番 ・見積価額 460,000円	田 1,196㎡ (公売保証金額 50,000円)	
10-8	・行方市浜字小屋原 2934番 ・行方市浜字小屋原 2935番 ・見積価額 310,000円	畑 28㎡ 田 847㎡ (公売保証金額 40,000円)	
10-9	・行方市浜字大タライ 1696番1 ・見積価額 200,000円	畑 577㎡ (公売保証金額 20,000円)	

■農地法等の許可を必要とする公売財産(農地)への入札を希望する場合には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。手続きについては、行方市農業委員会事務局 TEL0291(35)2111(北浦庁舎1階)へお問い合わせください。

■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、買受人となることができない方は参加できません。

■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

【問い合わせ】 収納対策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811



# 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (平成22年度追加集合注射)

平成22年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により、登録及び予防注射が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません。(すべての犬が対象です。)愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年  
忘れずに  
受けさせて  
ワン!

## ○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	2,950円	2,950円
計	3,300円	5,300円

## ○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

## ○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

## ○飼い主のマナーを守りましょう

犬は家族の一員です。愛犬のためにも飼い主は犬の放し飼いはやめて、糞の後始末の協力をするなど、公衆衛生の向上に努めましょう。

## ○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡した場合、所在地や所有者が変わったときは届け出をしてください。

## ○問合せ

環境課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111

地区	日程	時 間	実施場所
麻 生	10月23日 (土)	9:00~9:20	大和地区館(大和分館)
		9:30~9:50	太田地区館(太田分館)
		10:10~10:40	麻生公民館
		10:50~11:10	小高地区館(小高分館)
		11:20~11:40	西浦地区学習センター
北 浦	10月23日 (土)	13:00~13:20	小貫地区学習センター
		13:30~13:50	武田地区館
		14:00~14:20	要地区館
		14:30~14:50	繁昌地区学習センター
		15:00~15:30	行方市役所北浦庁舎
玉 造	10月24日 (日)	8:50~9:10	中山消防機庫隣
		9:30~9:50	羽生地区学習センター
		10:00~10:20	玉造西地区学習センター
		10:30~11:00	行方市役所玉造庁舎
		11:10~11:30	手賀地区学習センター
		11:40~12:00	玉川地区学習センター

※予防注射は開業獣医師宅でも受けられます。

## 重大な災害・河川環境の悪化につながる 河川での次のような行為はやめましょう

～霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鰐川、横利根川はみなさんのものです。

みなさんの生命・財産を洪水などから守る河川堤防や護岸を大切に利用しましょう～

- ①河川(湖)の水を取水し利用すること
- ②田畑を耕作したり又は草花を植えたりすること
- ③釣り台や棧橋など、工作物を設置すること
- ④土砂などを採取したり竹木等を伐採・採取すること
- ⑤湖岸堤防を切盛土し出入口を設けるなど、土地の形状を改変すること
- ⑥河川管理施設(堤防や護岸等)を破損すること  
物を燃やしたりすること・除草剤等を散布すること・油、燃料、薬物や汚物などを河川に流すこと
- ⑦家庭・粗大ゴミ、ふん尿、動物の死体、その他の産業廃棄物等を河川に捨てたり、埋めたり、または放置したりすること



こうした行為は、河川法その他の法律により許可されている場合を除き、禁止又は制限されています。またこうした行為には懲役や罰金が科せられる場合があります。



【問合せ】国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 占用調整課 TEL 0299-63-2419 FAX 0299-63-2430

# 父子家庭の皆様も児童扶養手当対象となります

## 居住条件や所得制限により支給にならない場合があります

社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-550111

児童扶養手当を受給するためには、本人による申請が必要です。

平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。

※平成22年度に限り、11月30日までに申請をすれば、平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は「8月分」から支給。平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方は「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

### 児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障害のある児童の場合は20歳）まで支給されます。ただし、公的年金を受けている方などは、この手当を受けることはできません。

### 父子家庭の支給要件は

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、社会福祉課にご相談ください。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

### 申請手続きに必要なもの

- ・ 印鑑（認め印）
  - ・ 口座証明書（市役所に用紙があります）
  - ・ 受給資格者の戸籍謄本等（離婚・死別の確認ができるもの）
  - ・ 該当する子どもの戸籍謄本等
  - ・ 平成22年度課税証明書（平成22年1月1日に行方市に住所がなかった申請者及び扶養義務者分）
- その他、監護・養育状況に応じて書類を求められる場合があります。

### 申請受付場所

- |       |      |    |               |
|-------|------|----|---------------|
| 行方市役所 | 麻生庁舎 | 1階 | 総合窓口          |
|       | 北浦庁舎 | 1階 | 総合窓口          |
|       | 玉造庁舎 | 1階 | 社会福祉課児童福祉グループ |



## 調査票の記入はお済みでしょうか？

調査員が各世帯を訪問して調査票を回収にうかがいます。

●記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、市役所に郵送で提出していただけます。

※万一、調査票が届いていない場合は、市役所企画課国勢調査担当までご連絡ください。

封筒に入れる前に、調査票の記入に誤りがないか、確認をお願いします！



### ■国勢調査コールセンター

設置期間 平成22年10月31日まで

受付時間 午前8時～午後9時（土・日・祝日も可）

【電話】0570-01-2010

\*全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

【PHS・一部のIP電話】03-6738-6677 \*PHS・一部IP電話の場合、所定の料金となります。

■行方市役所総務部企画課 国勢調査担当

【電話】0299-72-0811